

2015年(平成27年) 7月 6日

建築コンサルタント登録業者 様

伊賀市総務部契約監理課

建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う契約事務手続について(お知らせ)

改正建築士法第22条の3の3に関する手続について、本市としての取り扱いを下記のとおり定めましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 対象業務

全ての建築設計業務又は建築工事監理業務

##### 2. 手続(設計金額50万円以上)

- (1) 落札候補者となった者は、「(別紙)建築士法第22条の3の3に定める記載事項」(以下「(別紙)」という。)を伊賀市ホームページよりダウンロードし、必要事項を記載した上で、入札日の翌日午後4時30分までに契約監理課にFAX(0595-22-9837)にて送付する。

※一般競争入札の場合は配置予定技術者届出書を併せて送付

※指名競争入札・随意契約の場合は当該建築士等の資格証を併せて送付

- (2) 契約監理課は業務担当課と協議した結果、(別紙)書面が適切であると確認できた場合は、速やかに落札候補者に契約を締結する旨の通知を行う。

- (3) 落札候補者は、伊賀市会計規則(平成16年伊賀市規則第74号)第96条の規定に基づき、(2)の通知を受けた日から5日以内に契約書又は請書に(別紙)書面を綴じ込んだ上、その他添付書類とともに提出する。

##### 3. 手続(設計金額50万円未満)

上記2の手続に準じて、業務担当課が行う。

※本手続が必要となったことから、落札決定を保留するため、指名競争入札・随意契約においても「落札者」ではなく「落札候補者」となります。